

第二号様式(第六条関係)

(表)

6.5センチメートル	← 9センチメートル →
	第 号
6.5センチメートル	官職
	氏名
自動車損害賠償保障法第23条の2第2項の規定による	
検 査 員 証	
年 月 日 発 行	
年 月 日 限 有 効	
国土交通大臣 印	

(裏)

自動車損害賠償保障法抜粋
第23条の2 国土交通大臣は、第11条から前条までの規定の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、保険会社に対し、責任保険の業務に関し報告をさせ、又はその職員に、保険会社の営業所、事務所その他の施設に立ち入り、責任保険の業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
2 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
3 第1項に規定する立入検査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
第88条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処する。
(1) 略
(2) 第23条の2第1項(第23条の3第1項において準用する場合を含む。)又は第82条の2第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくはこれらの規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。
(3)・(4) 略